

平成27年
第2回定例会

市長提出議案17件を可決 議員提出議案1件を可決



7月14日（火）からオープンした稲城市民プール

第2回定例会の概要

市議会は、平成27年第2回定例会を6月11日から7月1日までの21日間にわたって開催しました。

この定例会では、稲城市市税条例の一部を改正する条例、稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、稲城市介護保険条例の一部を改正する条例、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）、稲城・府中墓苑組合規約の一部を変更する規約、稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約、稲城市道路線の認定について（J・R南武線連続立体交差事業の進捗に伴う2路線）、稲城市立稲城第一中学校校舎大規模改修等工事（建築）請負契約の変更についてなど17件の議案と議員から提出された3件の議案を審議し、18件を原案のとおり可決し、2件を否決しました。市民から提出された陳情3件は、採択1件、不採択2件という結果でした。

また、6月17日から4日間にわたり19人の議員が市政について85項目の一般質問を行いました。

議会日程

5月	6月	7月
29日 建設環境委員会	2日 代表者会議	1日 議会運営委員会
	4日 議会運営委員会	25日 建設環境委員会
	11日 本会議	24日 福祉文教委員会
	行政報告、議案説明	23日 総務委員会
	15日 議会運営委員会	22日 議会運営委員会
	本会議	19日 本会議
	議案（補正予算・即決議案を除く）質疑、付託、議案（補正予算）質疑、補正予算特別委員会設置、付託、即決議案質疑、採決、陳情付託	一般質問
	16日 補正予算特別委員会	議会運営委員会
	17日 本会議	一般質問
	一般質問	議員提出議案質疑、討論、採決
	代表者会議	
	18日 本会議	

○紙面の紹介

- 定例会の議案内容・・・・・・・・・・・・・2P
- 常任・議会運営・特別委員会の審査状況・・・3P
- 一般質問（19人）・・・・・・・・・・・・・・4P～7P
- 議案議決結果（会派別、議員別）、意見書・決議、陳情の結果・・・・・・・・・・・・・8P

市議会は、市長提出議案の条例の一部改正、道路線の認定・変更及び補正予算などについて、6月15日、6月22日、7月1日の本会議で審議し原案のとおり可決しました。主な内容は次のとおりです。

稲城市市税条例の一部を改正

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は次のとおりです。

○外国人の恒久的施設の定義が地方税法に規定されたことに伴い、引用条項を整理する。

○所得税法で新たに規定された国外輸出をする場合の譲渡所得等の特例については、市民税所得割の課税標準の算定において適用しない旨を規定する。

○廃止前の製造たばこ定価法第1条に規定する紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の特例税率を廃止する。

付則において、市たばこ税の手持品課税について規定するとともに、所要の経過措置を規定するものです。

なお、施行日は改正規定により各々定められています。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴い、稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので

稲城市道路線の認定・変更について

市議会は、稲城市道路線の認定及び変更について、7月1日の本会議で審議し原案のとおり可決しました。

○J・R南武線連続立体交差事業の進捗に伴い整備する道路を稲城市道路線として認定するものです。

○都市計画道路多3・3・7号線の供用開始により東京都からの移管が見込まれる都道川崎府中線の一部を稲城市道路線として認定するものです。

○稲城市道第一土地区画整理事業において築造した道路を稲城市道路線として認定するものです。

○市道302号線において、稲城市道第一土地区画整理事業区域に含まれる部分について、土地区画整理事業の進捗に伴い、終点を変更するもの、また市道301号線の道路区域内に取り込まれている起点を変更するものです。

稲城市介護保険条例の一部を改正

保険料の納付義務者の利便を図るため、稲城市介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、保険料の減免の申請期限について、納期限の7日前の日から納期限の当日に変更するものです。

この条例は、公布の日から施行されます。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正

多摩都市計画若葉台西地区地区計画及び南多摩駅周辺地区地区計画の変更に伴い、稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、若葉台西地区の地区計画の区分に中低層住宅地区を追加するものです。

この条例は、公布の日から施行されます。

一般会計補正予算を可決

市議会は、一般会計補正予算を6月22日の本会議で審議し、原案のとおり可決しました。

●一般会計補正予算(第1号) 今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9006万1千円を増額し、歳入歳出予算総額を338億7406万1千円とするものです。

改正の主な内容は、東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金(都支出金)の計上、オリンピック・パラリンピック教育推進

事業委託金(都支出金)の増額、財政調整基金繰入金の増額、観光発信拠点建設事業債の計上、平成25年度及び平成26年度に受け入れた稲城ふれあいの森施設整備等指定寄附金を活用し、稲城ふれあいの森の施設の整備を行うための工事請負費の計上、東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金を財源として、稲城長沼駅周辺の高架下に観光発信拠点を建設するための工事監理委託料及び工事請負費の計上、東京都から平成27年度のオリンピック・パラリンピック教育推進校として小・中学校9校が指定を受けたことに伴う交付金の増額、第一小学校旧校舎建替等工事について、価格水準の急激な変動があったことを受けて契約金額を変更することに伴う工事請負費の増額、小学校費指定寄附金を活用し、稲城第二小学校の教育活動に必要な物品を購入するための経費の増額等を行うものです。

また、工事の完了が平成28年度となる第一中学校大規模改修等工事について、価格水準の急激な変動があったことを受けて契約金額を変更することに伴う債務負担行為を追加するものです。さらに、地方債の補正として、観光発信拠点建設事業債を追加し、第一小学校旧校舎建替等事業債の変更を行うものです。

●一般会計補正予算(第2号) 歳入歳出予算にそれぞれ288万8千円を増額し、歳入歳出予算総額を338億7694万9千円とするものです。

補正の内容は、繰越金を補正財源として増額し、海外との姉妹都市提携を結ぶことを

目的に、候補予定地としてアメリカ合衆国カリフォルニア州サンマテオ郡フォスターシティ市を視察するための経費を計上するものです。

補正予算特別委員会委員は次のとおりです。

- 委員長 ○副委員長
- ◎渡辺 力
- 市瀬 ひさ子
- 岩佐 ゆきひろ
- 村上 洋子
- 佐々木 あきら
- 藤原 愛子
- 山岸 太一
- 池田 英司
- 中田 中
- 大久保 もりひさ

長峰スポーツ広場管理棟新築工事請負契約を可決

市議会は、稲城長峰スポーツ広場に管理棟を新設する建築工事の請負契約について、7月1日の本会議で審議し、原案のとおり可決しました。

主な工事の内容は、鉄骨造、地上1階建ての管理棟(事務室、更衣室、多目的室、防災倉庫、消防団倉庫等)及び障

害者等用駐車場や外構、駐輪場等の建築工事の請負契約を大石建設株式会社と1億5498万円を契約するものです。

工期については、契約確定の日の翌日から平成28年2月26日までです。

稲城・府中墓苑組合規約の一部変更を可決

市議会は、稲城・府中墓苑組合の事務所的位置が変更されることに伴い、稲城・府中墓苑組合規約の一部を変更することにについて、6月15日の本会議で審議し、原案のとおり可決しました。

変更内容は、同事務所の位置を「稲城市矢野口3567番地」に改めるものです。

この規約は、平成27年9月1日から施行されます。

第一小学校旧校舎及び第一学童クラブ分室建替等工事

市議会は、稲城市立稲城第一小学校旧校舎及び稲城市第一学童クラブ分室建替等工事

の急激な変動があったことを受けて契約金額の増額について協議が調ったことから契約金額を変更するものです。

内容については、価格水準の急激な変動があったことを受けて、契約金額の増額について協議が調ったことから契約金額を変更するものです。

請願・陳情の出し方

市の行政に関することであれば、いつでも、どなたでも、市議会に請願・陳情を出すことができます。

請願・陳情者は、次の点に注意し、左図のように書いてください。

- ①用紙の大きさはA4縦向きとし、楷書で横書きに書いてください。
- ②請願・陳情者は、提出年月日、代表者の住所・氏名・電話番号を記入し、押印の上、議長あてとし議会事務局まで持参下さい。
- ③請願は、紹介議員が必要で
- ④文章はできるだけわかりやすく、また、場所に関するものは必ず略図をつけてください。
- ⑤内容がいろいろな範囲にわたる場合は、それぞれ別の請願・陳情として出してください。

第3回定例会の請願・陳情の締め切りは8月24日(月)の午後5時までです。

〇〇〇に関する請願・陳情

紹介議員(請願のみ) 〇〇〇〇 ①

請願・陳情代表者 住所 〇〇〇〇 ②

電話番号 〇〇〇〇

氏名 〇〇〇人

外 〇〇〇人

平成 年 月 日

稲城市議会議長 氏名 殿

〇〇〇に関する請願・陳情

請願・陳情事項

1

2

3

請願・陳情理由

.....

.....

.....



▲長峰スポーツ広場

今回の工事箇所である管理棟・防災倉庫

表紙

本文

委員会の審査から

平成27第1回定例会終了後から平成27年第2回定例会までの閉会中及び会期中に開催した常任・議会運営・特別委員会での審査・調査の概要は次のとおりです。

総務委員会

議案3件と陳情1件を審査しました。

稲城市市税条例の一部を改正する条例については、質疑・討論がなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

稲城市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、質疑・討論がなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

稲城長峰スポーツ広場管理棟新築工事（建築）請負契約については、質疑・討論がなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書については、質疑が1件あり、次のとおりです。

人種差別を扇動する団体が、デモのために道路を使用したり、集会で公園や市の敷地や公共施設を使用する場合の市の対応は。

稲城市公有財産規則に基づき、市の公共施設は、各施設を設置を定めた条例に基づき、また、公園は、稲城市立公園条例に基づき、使用については許可しない。道路の使用は、

警察の許可となるので、警察と連携して対応する。討論はなく、採決の結果、挙手全員で採択と決定しました。

稲城市市税条例の一部を改正する条例については、質疑が2件あり、次のとおりです。

稲城市国民健康保険税を決定する際の利子所得と雑所得の適用期日を1年早めるもので、各市の状況や国からの助言もあり、改正する。被保険者への影響はない。討論はなく、採決の結果、挙手全員で採択と決定しました。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、質疑が2件あり、次のとおりです。

稲城市地区計画の区域内に宅地区が追加になった理由は、東京都の里山に指定されたことに伴い、環境影響に配慮し、戸建住宅を可能とした。討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

稲城市道路線の認定について（JR南武線連続立体交差事業の進捗に伴う2路線）、稲城市道路線の認定について（都道川崎府中線の移管に伴う1路線）、稲城市道路線の認定について（稲城押立第一土地区画整理事業の進捗に伴う2路線）、及び稲城市道路線の変更については、一括議題とし、質疑が4件あり、主なものは、次のとおりです。

福祉文教委員会

議案1件を審査しました。稲城市介護保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

減免の申請期限を納期限の7日前から当日に変更するに際しては、不都合な事例があったのか。

特に不都合な事例があったわけではない。規定の見直しにより、市税の減免申請期限を納期限当日に改めたことに伴い、介護保険料の減免の申請期限も変更する。討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

施行期日を改正する理由

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

施行期日を改正する理由

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

網を形成し、地域交通の支えとなり、安全で良好な生活環境の形成に必要な車道を対象に補助するもので、補助率は2分の1である。討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決されました。

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例については、質疑が13件あり、主なものは、次のとおりです。

変更する可能性のある都市計画マスタープランを条例の前提にすることに於いての市の姿勢は。

都市計画マスタープランは大きな道筋を定めるもので、変更が条例に影響することはない。

用途地域や地区計画は都市計画マスタープランに合わせる必要があるのでは。

都市計画マスタープランの見直しの中で修正を加え、用途地域や地区計画に反映していく。

都市計画マスタープラン順守を規定する条例の一部改正は難しいのか。

本条例は建築基準法に基づき定めており、建築基準法の趣旨から逸脱すると認識している。

売却されたあとの土地に後付けで条例を改正して縛りをつけることはできるか。

利害関係者の了解なしに、遡及できるような変更は難しい。

地区計画の中に、排除する業種等を列挙することは可能か。

業種の制限はできない。討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

性のあるものにしていくよう、市議会として市民の皆さんと一緒に取り組んでいきたいので、賛成する。一というものでした。

討論の後、「本陳情を採択することには無理があるが、長峰の住民の胸の内を慮って趣旨採択を求めよう」という動議が提出され、採決の結果、挙手少数で否決され、陳情について採決した結果、挙手少数で不採択と決定しました。

あすか創建稲城事務所（仮称）建設計画の代替地での建設を求める要望書の提出を求める陳情については、質疑が8件あり、主なものは、次のとおりです。

あすか創建稲城事務所（仮称）建設計画の代替地での建設を求める陳情については、質疑が8件あり、主なものは、次のとおりです。

第1回定例会以降の市の対応は。

あすか創建に対しては、住民への丁寧な説明と利便に資する機能の導入、URに対しては、事業上の留意点が履行されているかの確認を内容とする要望書を提出した。両者からは、要望に応える旨の回答を得ている。

宅地開発等指導要綱にある、「住民の理解を得ること」についての現状の認識は。

現時点では、住民の理解を十分得ているとは認められない。

あすか創建の建設計画は、法に違反しているのか。説明会や話し合いの手続上の位置づけは。

法的には適合している。説明会や話し合いは、手続で求めるものではない。

利便施設について、住民から提示することはできないのか。

市として、双方の話を聞いていきたい。

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

討論は賛成が1件あり、都市計画マスタープランを有効

現地2泊の宿泊料・現地での交通費、雑費である。現地視察は2日間予定している。

稲城ふれあいの森の施設整備の内容は。寄附者の意向を反映させたのか。

寄附者の意向に沿い、ユニバーサルトイレ2基と手押しポンプつき井戸の設置を考えている。

日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業交付金の使い道は。

外国人に英語で日本の良さを伝え、交流しあう学習活動の講師謝礼に使う。

友好都市提携に向けた市民会議の構成員の拡充の検討状況は。

現在の相馬市及び野沢温泉村との友好都市提携に向けた市民会議のメンバーに加え、国際交流の会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、東京iシティロータリークラブ、国際ソロプチミスト、青年会議所から推薦していただきたいと考えている。

観光発信拠点工事を、この時期にスタートする理由と今後のスケジュールは。

9月に予算の補正をして、平成28年4月のオープンに間に合わせる予定だったが、建築資材の調達等時間がかかると、今回補正予算に計上した。8月から工事に着手し、来年3月には完成する予定である。

海外姉妹都市提携については以前から取り組んでいたので、庁内で協議をして補正予算の追加議案を提出したのか。

昨年6月から調査検討は進めていた。本年4月から具体的に話を進め、5月の庁

内会議で報告をした。

海外との姉妹都市提携の候補地がフォスターシティ市になった経緯は。

昨年6月に、稲城市に住んでいた領事からフォスターシティ市の議員が稲城市に興味をもっているという話があり、調査を始めた。本年3月に領事と会い、姉妹都市へ向けての情報交換をし、候補地となった。

市長が視察に行つて、最終的に姉妹都市提携を断ることもできるのか。

建設環境委員会

議案6件と陳情2件を審査しました。

稲城市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、質疑が1件あり、次のとおりです。

施行期日を改正する理由

議会運営委員会

特定担任事務調査事項として、次定例会等の会期等議会運営について、調査しました。

補正予算特別委員会

議案2件を審査しました。

平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）、及び、平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）は、一括議題とし、23件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

海外との姉妹都市提携候補予定地を視察するための特別旅費の内訳は。

議案2件を審査しました。平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）、及び、平成27年度東京都稲城市一般会計補正予算（第2号）は、一括議題とし、23件の質疑があり、主なものは次のとおりです。

市民生活の向上めざし一般質問

本定例会の6月17日から4日間にわたり、19人の議員が市政について85項目の一般質問を行いました。その要旨は次のとおりです。紙面の都合上、1人1項目のみ掲載しています。

稲城市全体のイベント（たとえば市民祭りなど）を行う際の小中学校の土曜日授業について



池田議員

問 現状では、各小中学校で土曜授業が異なっていて、市全体での児童生徒を巻き込んだイベントなどで、学校により参加の偏りがあると思える。土曜授業を統一すれば稲城市全体での催しものに児童生徒が参加しやすくなるが、統一されない理由を伺う。

答 現在、土曜授業は、全ての稲城市立学校で教育課程に位置づけ、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを進める観点から実施している。日程は、各学校が、保護者や地域の方々が参加しやすい日程となるよう配慮するとともに、外部講師などの方々の調整、ほかの教育計画との関連を図った上で設定している。

問 稲城市の大きな行事に子供たちが参加することは、心身の育成に大きく資するとともに、将来の稲城を担う人材を育てることにつながる。土曜日授業の設定を工夫することについて見解を伺う。

答 土曜日授業の設定には様々な調整と配慮を要するが、よりよい方法を検討する。

問 イベントへの児童・生徒の参加、不参加により児童・生徒や保護者への弊害があると考え、学校教育の立場を伺う。

答 稲城市の大きなイベントに児童・生徒が参加するこ

とは、地域の方々との交流を深め、地域を愛する心を育てるといふ点から、大切なことと認識している。土曜授業については、やむを得ずイベントと重なる場合もあるが、可能な範囲でイベントと重ならない設定や、イベントへの参加もできる工夫を図りたい。（その他、第四次長期総合計画で謳っている、スポーツ・レクリエーション活動の振興、姉妹都市のスポーツによる交流、稲城市の中学校の部活動、放課後子ども教室の本格実施、稲城市役所の駐輪場）

特定空き家の適正な管理を促す施策について



大久保議員

問 防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題解消に向け、公明党の地方議員と国会議員が連携して制定をリードした「空き家対策特別措置法」が5月26日全面施行された。稲城市議会

で初めて、空き家の所有者に管理を求めたり、撤去を命令したりする「空き家対策条例」の制定を求めた平成25年第1回定例会以降の特定空き家の適正な管理に関する検討状況について。

答 先進市の事例研究、東京都町村職員研修所主催の空き家に関する研修、東京弁護士会主催の空き家に関するシンポジウム、多摩地域住宅政策担当課長会主催の空き家対策勉強会、東京都主催の空

き家対策連絡会へ職員を派遣し、特定空き家等に関する行政施策の情報収集に努めてきた。

問 今後の取り組みは。

答 「空き家等対策の推進に関する法律」の施行を受け、これまでに国から「空き家等に関する施策を総合的にかつ計画的に実施するための基本的な指針」や「特定空き家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）が示された。本年5月には東京都による市町村に対する支援制度に関する説明会が、6月には国土交通省による「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の説明会が開催されており、庁内において関係部署で情報共有、連携を図っている。今後は、これらを踏まえ、具体的な施策の検討を行う。

（その他、小中学校の特別支援教室の配置のあり方、小学生の不登校対策の強化、ESD（持続発展教育）の推進、東京都標準様式による「ヘルプカード」、稲城第一中学校西側斜面緑地の南側部分における宅地の造成工事）

糖尿病対策について



伊藤議員

問 首都圏の足立区・横浜市などは、独自の糖尿病対策に乗り出している。稲城市として見習うべきことがあると思うが、糖尿病対策について

の市の認識を伺う。

答 足立区では、都内23区で糖尿病率ワースト1になったことを受け、糖尿病対策のアクションプランを独自に策定しており、また横浜市では、健康づくりプロジェクトの一環として、医療費抑制効果が最も期待できることから、独自の対策に取り組んでいると聞いている。市としては、自治体ごとに必要に応じた糖尿病対策の取り組みが行われているものと認識している。

問 糖尿病対策に関する市の取り組み状況について伺う。

答 広く市民を対象とした生活習慣病予防教室など、健康教育・講座の開催や、パランスのとれた食事の定着を図ることを目的とした健康な食生活づくり講習会などを開催している。さらに、国民健康保険事業の特定検診結果から把握

学校給食のアレルギ対応について



中田議員

問 現在は学校給食共同調理場側の設備が整っていないなどの理由により、除去食の提供といった個別対応ができないとのことだが、今後、学校給食のアレルギ対応にどう取り組んでいくのか。

答 引き続き、学校・保護者・調理場の連携を図り、安全な給食の提供に努めていく。なお、学校給食共同調理場の建てかえに際しては、今後の

握した市民の健康状態の傾向に応じて、必要な教室や講座などを計画し、実施している。

問 糖尿病はリスクの高い病気であり、重点的に対応すべきと思うが見解は。

答 糖尿病に限らず、高血圧症疾患、脂質異常症を含む内分泌栄養及び代謝疾患など生活習慣病全体を予防するための対策が必要と認識している。引き続き各種健康教育講座などを開催し、生活習慣病予防を推進していく。

（その他、介護休業制度、ピロリ菌の検査、ドッグラン、水道管路の漏水状況、道路管理、街路樹の管理、小・中学校における「イクボス」宣言、中学校における「おもてなし教育」、英語教育の早期化、医療事故調査制度、副校長の激務、小中一貫教育、投票率の向上）

市としてどのような食物アレルギー対応が可能か、総合的に検討し進めていく。

問 他の児童・生徒と同じメニューを食べたい、または食べさせたいといった声がある。TA要望として寄せられていると聞いているが、このような要望に対し、どのような対応を行ってきたのか。

答 詳細な食材を記載した一覧表を事前に配付し、食物アレルギーがある児童・生徒の保護者に対して情報提供を行い、保護者が少しでも給食の献立に近いお弁当等を持参させる際の参考としている。

問 現在の学校給食共同調理場の設備では除去食のようないろんな対応を実現できないという点は理解したが、できる限りの対応は行っていたと考えている。現時点で実施している対応もしくは実施可能な対応については。

答 現在、学校給食共同調理場で実施している対応は、詳細な食材を記載した一覧表の配付、乳及び卵不使用パンの提供、乳成分を含まない調整豆乳の提供を行っている。

改正道路交通法について



坂田議員

（その他、市立小中学校の教育用コンピュータ、若葉台小学校なかよし校舎跡地、地域防災の取り組み）

問 自転車は手軽な交通手段として利用されているが、自転車巻き込んだ事故も多

い。6月1日には改正道路交通法が施行され3年以内に2回以上の危険行為で摘発された違反者に対し、安全講習が義務化されたが、目的について伺う。

答 全国で交通事故に占める自転車関連事故は約2割あり、交通事故に関与した自転車運転者の約6割に法令違反があることから、自転車利用者に対して交通ルールを徹底するため、平成25年に同法が一部改正された。これにより、3年以内に2回以上の危険行為で摘発された違反者に対して、自転車運転者講習の受講が義務化された。

問 市の今後の取り組みについて伺う。

答 これまで、運転者講習会、二輪車実技講習、高齢者四輪実技教室でチラシを配布するなど、警視庁とともに幅広く広報・啓発に努めている。今後も引き続き、交通管理者である多摩中央警察署や多摩稲城交通安全協会などの関係団体と連携するとともに、交通安全教室など、あらゆる



学校給食共同調理場（第一調理場）

機会を通じ、自転車運転マナーの向上に努める。

問 事故全体を減少させるためには、自転車の運転者だけでなく、車・バイク・歩行者それぞれの立場・目線で交通安全を意識する必要があると思うが市の考えは。

答 車・バイク・自転車の運転者、歩行者それぞれが交通安全を意識する必要があると認識している。今後あらゆる機会を通じ、交通安全の意識向上に努める。

(その他、稲城大橋下新田交差点の安全対策、南多摩尾根幹線の早期整備促進、火災の消火活動に活用する消火栓の配置等、高齢者への稲城中央公園駐車料金割引の実施)

地域包括ケアシステム、介護予防の総合的な取り組みについて



榎本 議員

問 介護予防の観点から、継続的な活動が機能の維持・向上につながると思うが、市の考えは。

答 介護予防は、継続的な活動や短期集中の介護予防に効果がある場合など、介護予防を行う方の状態により様々と考えている。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業では、多様なサービスの類型があり、選択肢が増えることから、高齢者の自立支援に資するふさわしいサービス利用につながることを考える。

問 多様なサービスの類型があり、選択肢が増えることは、

どういふことか。これまでの地域支援事業との相違点は。

答 選択肢が増える部分は、要支援者などの多様な生活支援のニーズに対し、地域の実情に応じた、住民が主体となり支援するサービス内容を検討することとしており、サービス内容として、生活援助や体操・運動などの活用、自主的な通いの場を想定している。相違点は、要介護認定に至らない方に対し、基本チェックリストを用いた簡易・簡便な方法で、迅速なサービス利用が可能となり、介護予防ケアマネジメントにより、適切な事業が包括的かつ効率的に利

人件費の削減について



岩佐 議員

問 人件費が増加傾向にある。人件費の抑制に伴う職員の削減は必要と考えるが、平成28年度以降の適正な市職員の数について伺う。

答 職員の定数については、長期的な視点において、業務や組織とのバランスに配慮しながら決定しており、平成28年度以降も引き続き適正なものとしていく。

問 昨年度は業務の効率化を目的に組織改正が行われたが、実際には人件費は大きく増えている。また、今年度の予算部分でも、人件費は組織改正以前より増えている。市民ニーズに対応する職員数の

用者へ提供されることである。

問 基本チェックリストの内容は、どのような状態によりサービスにつながるのか。

答 チェックリストの内容は、日常生活関連動作についての質問、運動機能、栄養状態、口腔機能、外出、理解、気分、7分野全25項目である。チェックリストの回答状況を事業対象者の基準に照らし、本人の状況やサービス利用の意向を確認した上で、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントを実施し、必要なサービスにつなげる。

(その他、上谷戸親水公園の利用と環境)

課長職の配置をしていく。したがって、適切に推移しているものと判断している。

問 南多摩尾根幹線の変更に、今後の体制については、部長級では平成23年度は12名、現在では15名となっている。年度で見ると、平成23年度が12名、平成24年度が14名、平成25年度が15名、平成26年度が14名、平成27年度が15名で、増えているところがあれば、減っているところもある。基本的に増加傾向にあるが、今後はどのように部長職が推移していくのか伺う。

答 部課長職の今後の推移は、行政需要に対して弾力的かつ的確に対応する必要があるため、これに必要な部長・

配置について、どのくらいの市民の要望があって、それに對して適正な職員数何人か、また、その数字をどのように出しているのか伺う。

答 全庁において、市民目線に立ち、作業量、専門的能力などの必要性の把握に努め、総務部では人材配置の観点から、企画部では政策的優先度の観点から適正な職員数を算出し、総合的に決定した。

配置について、どのくらいの市民の要望があって、それに對して適正な職員数何人か、また、その数字をどのように出しているのか伺う。

答 全庁において、市民目線に立ち、作業量、専門的能力などの必要性の把握に努め、総務部では人材配置の観点から、企画部では政策的優先度の観点から適正な職員数を算出し、総合的に決定した。

南多摩尾根幹線整備の進め方について



藤原 議員

問 東京都において南多摩尾根幹線の整備方針が策定され、市内で説明会が行なわれた。以前計画されていた整備内容から変更された点があり、近接住民及び周辺環境に何らかの影響が考えられる。新たな整備方針として、変更された内容とその理由、それに則した後の進め方について伺う。

答 南多摩尾根幹線の変更後の整備方針としては、慢性的な渋滞の解消、広域的な幹線道路機能の確保のため、全線4車線とすること、沿道へのアクセスやまちづくりとの一体性などから平面構造とすること、道路用地を有効活用し沿道環境に配慮した道路形態とすること、長峰から多摩市聖ヶ丘の市境付近はトンネル構造とし連光寺・若葉台里山保全地域に配慮したルートの検討を行なうこととされている。今後の進め方は、現地調査・測量・設計を経て、都市計画変更や環境アセスメントの手続後の工事着手となるものと東京都から聞いている。

問 近接する住民や周辺の住民に十分な説明と話し合いを行なうことについて伺う。

答 整備主体である東京都は、今後も検討を進める中で、住民説明の機会を設けていくと聞いている。市としては、

東京都に対して、住民理解の形成に向けた丁寧な対応をお願いし、東京都と連携して、南多摩尾根幹線の早期整備に取り組みでいきたい。

(その他、稲城市における商業活性化、京王線稲城駅周辺の利便性と安全性の向上)

保育サービスの更なる充実に向けて



佐々木 議員

問 保育サービスの更なる充実に向けて、国において、平成24年8月に可決された「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が4月1日に施行されたが、新制度の導入後、保育の現場がどのように変わったか。保育所待機児童の解消策としてこれまでの取り組みと課題について伺う。

答 待機児童解消に向けた市の基本姿勢については、これまで認可保育所の新設、建て替えや定員の弾力化による定数増、家庭福祉員の増員、認可保育所の開設など、さまざまな方法で対応している。今後も市の財政状況や保育ニーズの状況等を勘案し、適切な待機児童解消に努める。今後人口増加が見込まれるため、保育ニーズを適切に捉えて取り組むことが課題である。

問 保育での環境、現場はどのように変わったか伺う。

答 子ども・子育て支援新制度については、幼児期の教育・保育・子育て支援の質の

向上と量の拡充を目的として、本年4月から開始された。開始から約2カ月が経過したが、保育の現場では円滑に運営がされており、新制度の目的とする保育の質の向上に係る改善項目である3歳児の職員配置の充実や、家庭福祉員の保育時間の拡大などの保育環境の改善が着実に図られているものと認識している。

問 処遇改善等加算の進捗

高橋市長の市政運営に対する姿勢について



荒井 議員

問 地方自治法等に示されているとおり、地方自治体における自治体運営の基本は住民自治である。このことは各種施策の推進・運営に当たっては、住民や市民の声に耳を傾けて行くことが求められると理解されている。そのことに関する市長の認識と姿勢、具体的な対応について伺う。

答 自治体運営については、市民一人一人の声をしっかりと受けとめ、集約しながら施策を定め、適切で合理的な意思決定のもとに、公正かつ誠実に取り組んでいくことが必要である。しかし、市民一人一人の要望を全てかなえることは不可能である。そのため、市議会というオープンな場において、さまざまな意見を聞き、議論を進め、市の方向を決めていくものと考えている。

問 政治の第一義的課題は、

状況について伺う。

答 処遇改善等加算は、教育・保育に携わる人材の確保と質の向上を図り、長く働くことができる職場を構築することを目的とする。現在、東京都からの連絡に基づき、市内各関係事業者等に届出についてのご案内を通知したところである。

(その他、学校支援コンシェルジュ)



南多摩尾根幹線道路



市民生活の向上めざし一般質問

稲城長沼駅周辺の
区画整理事業と
商業の活性化について



北浜議員

問 第四次長期総合計画期間内に移転予定の商店数と移転の見通しについて伺う。

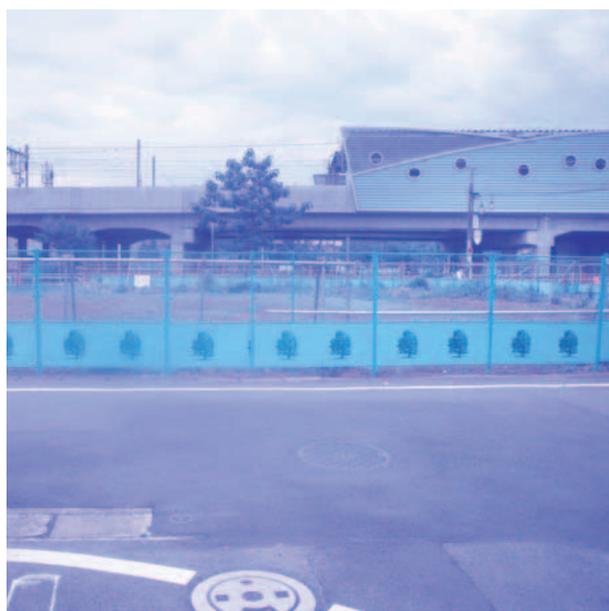
答 これまで5棟13店の商店の方々に移転に協力をいただき、今後は19棟33店の移転をお願いしていきたい。移転の見通しについては、本年度、駅北側の側道整備に伴い、現在、店舗併用住宅2棟の方々と移転に向けたお話をさせていただいている。また、稲城長沼駅周辺地区は、川崎街道から駅へのアクセスとなる都市計画道路や駅前広場の整備を進める予定としており、これらの整備後にペアリード東側に面する店舗など、建物移転をお願いしていきたい。その後、駅北側の旧川崎街道に面するスーパーマーケット及び沿道商店などの移転をお願いする計画とさせていただいている。

問 各商店への説明について伺う。
答 土地区画整理事業では、土地や建物の移転をお願いすることとなるので、移転に際しては、まず土地を所有されている方、また借地権を含む建物を所有されている方、また店舗を借りて商店を営んでいる方々に順次説明をさせていただいており、時期については、移転をお願いするおおよそ2年前には説明させてい

ただけるよう努めている。

問 第五次長期総合計画期間内に移転予定の商店数と移転の見通しについて伺う。

答 現計画以外に、駅北側のペアリード沿道など、現よう並木通り沿道などに、現地点で把握しているのは、9



稲城長沼駅周辺

棟15店の商店がある。これらの移転については、第四次長期総合計画期間内の進捗状況に基づき、次期計画の策定段階において検討していきたい。（その他、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けての市の取り組み）

iバス、路線バスの充実について



岡田議員

問 iバスの利用状況、利用者の意見を踏まえて改善を行うべきと考えるがどうか。

答 次のiバス運行の見直しについては、今回の見直し路線の利用実態の把握や、iバスを利用される方の意見を伺うなどの検証を行い、前年度設置した稲城市域公共交通会議の中で協議し、利便性向上に努めていきたい。

問 若葉台地区、市立病院間の臨時便の運行及び若葉台

答 今回の路線見直しでは、平成25年度までの地域公共交通通検討協議会においても、iバスの利便性向上のために、60分に1本程度の運行を目指すことの提言がされていた。このため、今回の見直しでは、バス車両を一台追加し、60分に1本程度の運行を目指した

さらなるインクルーシブ教育の推進と特別支援教育の推進、そしてともに生きる「共生社会」の構築について



村上議員

問 インクルーシブ教育(障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育)の理念に基づき特別支援教育が推進されることは、共生社会形成に向けて大変重要なことである。インクルーシブ教育の理念や特別支援教育の現状について、一般保護者への周知や啓発などが重要と思われるが、どのように行なわれているか。

答 特別支援学校などによる高等教育、就労支援センターによる就労・生活支援、発達支援センターによる相談支援など、地域でのライフスタイルに対応した相談体制により、継続した支援を行なっている。



ふれんど平尾 特別支援教育相談室

問 特別支援教育の通級指導を受ける場合、その間の教科の補修について、カリキュラム作成や体制づくりの時点から改善すべき点はないか。
答 現在、市における通級による指導は、通級指導学級担任と在籍校担任の連携により、児童個々のニーズに応じた指導が効果的に行なわれていると認識している。現時点においては、特段の改善を要する点はないものと考えている。（その他、地域活動支援センター機能強化事業、生活困窮者自立支援法にもとづく「福祉くらしの相談窓口」）

都市計画マスタープランの改善について



鈴木議員

問 都市計画マスタープランが策定されるに至った経緯を伺う。
答 以前は、東京都が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した中で都市計画を定めていた。その後、市町村が独自に定められるようになり、「まちづくり市民井戸端会議」での議論や、学者や市民の代表者にも検討していただき、平成15年に都市計画マスタープランを策定した。



南多摩スポーツ広場

スポーツ施設の充実について

問 南多摩スポーツ広場、

市計画マスタープランの目標達成に向けては、各地の障壁、課題、状況をきちんと伝えていくべきと考えるがいかがか。
答 地域の現状や課題を踏まえた素案を住民へ説明した後、縦覧と意見公募を行った上で都市計画案を作成し、その後の手続きに入っている。都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めていくには、概ね5年のサイクルを基本として、施策や事業、地域でのまちづくりなどの進捗・実情を市民にも伝え、必要に応じて補足や変更などの見直しを行っていく。

は、南多摩水再生センター施設内にあり、余り知られていない施設で利用者も限定されていると思うが、すばらしい施設なので質問する。施設の利用状況について伺う。

答 平成26年度で、テニスの利用件数は2018件、利用者数は1万8512人になる。また、サッカーの利用件数は68件、利用者数は1万67人になる。

覆蓋施設の多目的広場は少年サッカーは99件、8250人の利用で、グランドゴルフは277件、6805人の利用になる。

この覆蓋施設の多目的広場は下水処理施設の屋上部分にあり、この施設を囲むフェンスは1・8メートルとスポーツするには低く、市民が安全に安心して利用するには、フェンスをより高く、フェンスを丈夫にすべきと考えるが、市の考えを伺う。

多目的広場のフェンスの高さは、1・8メートルで、サッカーなどの種目を行なうと、ボールが施設から飛び出す恐れがあることから、種目を制限している。フェンスについては、下水道施設管理者である東京都流域下水道本部と現在、協議している。

南多摩スポーツ広場は屋外の総合施設として大きな可能性のある施設になると思う。施設の充実に早期に取り組みべきと考えるが、市の考えを伺う。

南多摩スポーツ広場の多目的広場は大きな可能性のある施設であるという事は認識している。市内のそれぞれのスポーツ施設の特徴を生かした施設利用のあり方を検討しながら、それぞれの施設の利用状況などを踏まえ、しっかりと対応していく。

（その他、家庭の教育力の向上、市職員定数）



南多摩スポーツ広場（テニスコート）

福祉くらしの相談窓口について



つのだ議員

夜間の相談窓口の考え方について伺う。

相談者の複合的な課題を整理して、具体的な福祉サービスなどを案内または連携するという窓口の性質上、関係機関との連携を十分に図ることのできない夜間の対応では、適切な相談支援につながらないおそれがある。

相談者の個別事情に応じ、きめ細やかに包括的な相談支援を行うことにより、相談者の早期の自立を図っていきたく考えている。

（その他、高齢者が健康を維持していくための介護予防体操等、青パトによる安全対策、ニュータウン地域の学校図書館の改善、若葉台地域の学区内の見直し、稲城市立第五中学校の周辺整備）

デング熱の予防対策の拡充について



梶浦議員

デング熱を媒介するヒトスジシマカの幼虫や成虫の発生を抑制するため、デング熱に対する予防策を徹底していただきたいと考えるが、市の取り組みについて伺う。

公園や道路の雨水枡などで、蚊の幼虫が発生する可能性のある水たまりに対して、薬剤投与をするよう各施設管理者に依頼し、6月から順次実施している。

公園や道路などの雨水枡に投与を開始した薬剤について、効果が十分に発揮されるよう、適切な量が投与されているのか。蚊の大量発生前の時期に、幼虫の発生を抑制できるよう、薬剤の効果の持続性は十分にあるのか。効果の持続期間を確認したい。

住宅やその周辺の植木や人口容器などの水たまりの箇所の整備、そしてヒトスジシマカの発生が予測される緑地、竹やぶ、墓地などへの外出時の際の服装の啓発や、自宅内におけるヒトスジシマカなどの忌避対策など、個人的防衛策の更なる推奨を図っていただきたいと考え、市の見解を伺う。

シマカの発生が予測される緑地、竹やぶ、墓地などへの外出時の際の服装の啓発や、自宅内におけるヒトスジシマカなどの忌避対策など、個人的防衛策の更なる推奨を図っていただきたいと考え、市の見解を伺う。

不要な水たまりをなくす。長袖の着用や必要に応じて虫よけ剤の活用などが有効とされている。東京都及び国と協力し、6月が蚊の発生防止月間であることとあわせ、市の広報やホームページにより周知を図っていく。

（その他、若葉台4丁目30番地1ほかの住宅開発に伴う若葉台地区のバス路線の充実、若葉台2丁目iプラザふれあいロードの円形花壇を中心とした各商業施設の回遊型利用の促進）

安心して住み続けられる、地域包括ケアシステムの構築について



山岸議員

在宅医療を支える地域医療体制の整備について、24時間訪問診療の医療機関数が23区や他市と比べて圧倒的に少ないと考えるが、どのように整備して行くのか。

24時間訪問診療可能な医療機関数を日本医師会のデータから人口1万人当たり1.36施設、多摩地区26市0.77施設、多摩島嶼地区0.72施設である。また、南多摩医療圏では、人口1万人当たりで八王子市

0.57施設、町田市0.70施設、日野市0.94施設、多摩市1.35施設、稲城市0.35施設である。高齢化率が高い自治体では24時間訪問診療可能な医療機関数が多い傾向だが、稲城市が圧倒的に少ないとは考えていない。今後は、在宅医療ニーズの高まりが想定されるため、現在、医療計画を策定中である。

具体的にとどのような医療計画をつくるつもりか。2025年を見通して、医療需要の変化に対応できる在宅医療なども含めた医療資源の確保や最適化を計画的に誘導するため、現状分析など、基礎的な研究を実施し、施設などを検討し、取りまとめる。

児童館における快適な居場所づくりについて



市瀬議員

現状と課題については、幼児の広場やベビーマッサージ、地域のボランティアによる子育てサポーターの日、子ども家庭支援センターによる出張あそびの広場など、乳幼児を対象としたさまざまな事業を開催するとともに、乳幼児と保護者がいつでも安心して遊べるスペースを設け、たくさん親子に利用していただいている。こうした現状の中で、特に大きな課題は無いと認識している。

今後の取り組みは、児童館が乳幼児と保護

また、稲城市在宅医療・介護連携推進協議会や稲城市医師会などへ情報提供し、意見を伺いながら進めている。

今後、在宅医療の医療機関を増やすつもりはあるのか。地域に密着した開業医の協力の必要性はどうか。

第6期稲城市介護保険事業計画もあるため、適切に在宅医療のニーズを把握し、稲城市在宅医療・介護連携推進協議会で、在宅利用の推進に向けて協議を進めている。

（その他、オスブレイの横田基地配備、中学校の教科書採択、よみうりランド通りの渋滞問題、南山東部地区区画整理事業）

者の居場所として、いつでも利用できる場所であることを広く周知するとともに、より快適な居場所となるように努めていく。

核家族化の進展などで、子育ての悩みを誰にも相談できない母親も多く、育児放棄や児童虐待につながる場合もあるため、児童館に子育てポ

ランテアを常駐させることを希望するが、市の見解は。

市では地域における子育て支援の拠点として、子ども家庭支援センターや保育所において、乳幼児のいる地域の子育て家庭に対する総合的な子育て支援を行っており、その中心的役割を担う子ども家庭支援センターについては、今年度より分室を開設し、相談機能等の充実強化を図って

児童館では、子育てサポーターの日や、出張あそびの広場、児童館の主催事業を通じて子育て相談などにも対応しているが、常時電話やメールなどでも子育ての悩みを気軽に相談できる機関として子ども家庭支援センターを活用していただけるよう、児童館職員との連携、乳幼児の保護者への周知を図りたい。

（その他、粗大ごみのリユースに関する取り組み、iバスの利便性向上、稲城第四小学校学区の見直し）



児童館（本郷児童館）の様子

平成27年第2回定例会での審議結果（平成27年6月11日～7月1日）

Table with columns for 議員名 (Council Members), 議案等の名称 (Proposal Names), and 賛成/反対 (Aye/Nay) counts for various proposals and resolutions.

〈稲城市議会議員 条例定数22人 現員22人〉

可=可決 否=否決 同=同意 認=認定 〇=賛成 ×=反対 議=議長 欠=欠席

意見書・決議

市議会は第2回定例会の7月1日の本会議で、議員から提出された意見書2件と決議1件を審議し、1件を原案のとおり可決いたしました。可決した意見書は早速、各関係機関に送付し、要請してまいります。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組みことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下した。ヘイトスピーチは、社会の

市議会を傍聴しませんか

次定例会は9月1日（火）開催予定です。

市議会では、皆様の傍聴をお待ちしています。手続きは、当日市役所4階の議会事務局で受け付けとなります。お気軽にお越しください。

本会議場の傍聴席は82席（一般席71席 報道関係者席11席）となっております。また、車いすでの傍聴は、付添いの方も含めて、議場の後方で行うことができます。

委員会室の傍聴席は30席となっており、満席の場合には、音声のみの傍聴となります。

傍聴の流れ 1 市役所4階の議会事務局で、傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴券を受け取ります。

陳情の結果

採択

人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し処罰する法律の制定を求める陳情書

不採択

稲城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を求める陳情

あすか創建稲城事務所（仮称）建設計画の代替地での建設を求める要望書の提出を求める陳情

声の議会だより

目の不自由な方に「声の議会だより」（90分程度のテープ）をお届けしております。ご家族やお知り合いの方でご希望の方がいらっしゃいましたら、議会事務局までご連絡ください。